

**みえの農泊（農山漁村滞在型旅行）プロモーション動画制作業務委託企画  
提案コンペに係る質問及び回答について**

農山漁村づくり課

Q 1

取材対象者の選定につきまして、対象団体は 16 ありますが、今回の取材対象は何か所でしょうか？ また、それに伴う完成品の合計は、ロングバージョン、ショートバージョン合わせて何種類になりますでしょうか？（取材先 16 団体 × 2 種=32 種でしょうか？）

A 1

取材対象箇所は 16 か所となります。 また、完成品の合計数については、取材対象を組わせてロングバージョンが 2 本とショートバージョンが 2 本の合計 4 本となります。

Q 2

英語訳テロップは、日本語テロップの英訳版ということでしょうか？ そうでない場合、日本語テロップと、英語訳テロップの使い分けは、どのようにお考えでしょうか？（日本語テロップは、例えば人名、場所、説明、印象、質問、コメントフォロー等に必要かと思いますが、英語訳テロップは、どのような時に使用をお考えでしょうか？）

A 2

当該委託事業では、農泊の魅力を国内外へ広く発信し、国内外の旅行者等の農山漁村地域への呼び込みを促進することで地域の活性化を図ることを目的としています。使用シーンについては、県のホームページ、移住促進イベント会場等での放映等を想定しています。このため、海外の視聴者も想定した最も効果的な方法をご提案いただきたいと考えています。

Q 3

企画提案コンペ参加仕様書 15 の「その他」に契約にあたり、原則として再委託は認めませんとありますが、本事項に関して関連グループ会社 2 社と本業務のための特設チームを組み、協業として企画～提案～遂行まで作業分担して取り組みたいと考えておりますが、その場合、上記 15 「その他」の条件に該当しコンペ参加不可となりますでしょうか？

A 3

当該業務委託企画提案コンペ参加仕様書 15 の「その他」に記載の「原則として再委託を認めない」ことについて、具体的には、当該業務における主たる部分について、受注者はこれを再委託することができないこととしています。

また、主たる部分以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならないとし

ており、受注者は、当該業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに当該業務を実施しなければなりません。

なお、再委託者は、三重県にかかる入札参加資格停止又は落札資格停止の期間中であってはなりません。このため、応札事業者が主たる業務について執行し、それ以外の業務を県の承諾のもと再委託して実施することは可能です。